

議案第 77 号

関市特別職職員及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

関市特別職職員及び教育長の給与の臨時特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 6 月 21 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

特別職職員及び教育長の給与を臨時に減額するため、この条例を定めようとする。

関市特別職職員及び教育長の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、特別職職員及び教育長の給与を臨時に減ずる措置を講ずるため、関市特別職職員の給与に関する条例(昭和43年関市条例第4号)等の特例を定めるものとする。

(関市特別職職員の給与に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、関市特別職職員の給与に関する条例第3条各号に掲げる市長及び副市長(以下「特別職の職員」という。)に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 市長 100分の10

(2) 副市長 100分の8

(関市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、関市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例(昭和28年関市条例第3号)第2条第2項に規定する教育長に対する給与月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の8を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第4条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。